

介護職員等特定処遇改善加算に基づく取り組みについて（見える化）

◇ 加算の取得状況 [

 介護職員処遇改善加算Ⅰ
 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ

]

・キャリアパス要件について

- ①職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。
- ②職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。
- ③就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての介護職員に周知している。
- ④資質向上のための研修計画に沿って、技術指導等を実施するとともに、職員の評価を行う。
- ⑤一定の基準に基づき、人事評価の結果にて、定期に昇給する仕組みを定めている。

・賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容

	職場環境要件項目	当法人としての取り組み
脂質の向上	・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	・勤務に就きながら介護福祉士取得を目指す者、介護福祉士取得後、スキルアップ等を目指す者に対し、介護実技研修の受講支援（介護福祉士会より派遣） 不規則ではあるが、年4回を予定している。
労働環境の改善	・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	・特浴、リフト浴、移乗ボード、電動ベッド（低床ベッドを含む）を導入し、介護職員の腰痛対策を行っている。
	・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	・子育てとの両立を目指す者のための育児規程を定め、育児休業を取得しやすくし、事業所内保育施設を整備している。
	・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	・毎日、ミーティングを開き情報共有を徹底している。
	・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による ・健康診断・こころの健康等の健康管理の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	・事故防止委員会、苦情委員会の運営やマニュアルの作成を実施している。 ・年次健康診断（夜勤者年2回）実施、職員休憩室整備。全館禁煙、敷地内に分煙スペース等確保している。
その他	・介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化	・当法人の介護方針・基本理念、資質向上に向けた取組の実施（研修計画）等掲載している。
	・地域児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上	・月1回施設内においてオレンジカフェ（認知症カフェ）を開催するにあたり、可能な範囲で職員が参加し、参加者（市内在住）との交流を図る。講師の講演を聴き、専門的分野について学ぶ等の機会を設定している。
	・非正規職員から正規職員への転換	・パートタイム労働法第12条（通常の労働者への転換）の措置を講じている。